

【Web資料I-④ 通達の種類】

○通達の種類

発基＝通常次官通達の名称で呼ばれるもので、労働基準局関係の通達

発婦＝通常次官通達の名称で呼ばれるもので、婦人局関係の通達

発雇児＝通常次官通達の名称で呼ばれるもので、雇用均等・児童家庭局関係の通達

発職＝通常次官通達の名称で呼ばれるもので、職業安定局関係の通達

政調発＝労働大臣官房政策調査部長名で発する通達

基発＝労働基準局長名で発する通達

基収＝労働基準局長が疑義に答えて発する通達

基監発＝労働基準局監督課長名で発する通達

収監＝労働基準局監督課長が疑義に答えて発する通達

労発＝労政局長名で発する通達

職発＝職業安定局長名で発する通達

業指発＝職業安定局業務指導課長名で発する通達

能発＝職業能力開発局長名で発する通達

訓発＝職業訓練局長名で発する通達

安発＝安全衛生局長名で発する通達

婦発＝婦人局長名で発する通達

婦収＝婦人局長が疑義に答えて発する通達

女発＝女性局長名で発する通達

女収＝女性局長が疑義に答えて発する通達

雇児発＝雇用均等・児童家庭局長名で発する通達

注：「収」は、疑義解釈で発出された質問に番号をとり、その番号で回答を発出する通達。「発」

は、疑義解釈で発出されてきた質問を回答する際に番号をとり、その番号で発出する通達。

厚生労働省に統合されてからは、「収」は使用されておらず、すべて「発」となっている。